

原議保存期間	30年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

警察庁丁企画発第427号、丁教厚発第515号  
令和3年8月25日  
警察庁長官官房企画課長  
警察庁長官官房教養厚生課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組の再徹底について(通達)  
本年4月23日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされたところ、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき区域の追加等について(通達)」(令和3年8月25日付け警察庁丙備二発第46号ほか)に示されたとおり、緊急事態措置を実施すべき区域について8道県を追加する旨が公示された。

新型コロナウイルス感染症については、現下の情勢においても、全国的にほぼ全ての地域で新規感染者数が急速に増加し、これまでに経験のない感染拡大が続いている。さらに、従来株より感染力の増大及び重篤度の増加の可能性が指摘されているB1.617.2系統の変異株(デルタ株)に一部の地域を除きほぼ置き換わったとされており、今後、警察職員における感染拡大も懸念される。

また、ワクチン接種が各地方自治体等において推進されている一方、2回目のワクチン接種後であっても感染が確認される事例が報告されている。こうした情勢を踏まえ、ワクチン接種後の警察職員も含め、改めて、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」等の基本的な感染対策を徹底した上での業務の在り方について見直す必要がある。

各位にあっては、「警察職員等における新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進について(通達)」(令和3年4月1日付け警察庁丙教厚発第1号ほか)のほか、

「捜査活動における捜査員の感染防止と業務継続性確保の一層の徹底について(通達)」(令和2年5月14日付け警察庁丁刑企発第47号)

「新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言後の捜査上の留意点等について(通達)」(令和2年5月25日付け警察庁丁刑企発第48号)

「留置管理業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について(通達)」(令和3年3月26日付け警察庁丁総発第37号)

「交通街頭活動中における新型コロナウイルス感染症への対応等について(通達)」

(令和3年4月1日付け警察庁丁交指発第28号)

「地域警察活動における地域警察職員の感染防止の徹底等について(通達)」(令和3年4月1日付け警察庁丁生企発第238号)

「保護業務における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)」(令和3年4月2日付け警察庁丁生企発第239号)

等において示された具体的な警察活動における感染拡大防止対策のための留意事項を再確認されたい。あわせて、各業務において生じ得る警察職員と一般の方等との接触場面を改めて見直し、代替方法による接触機会の短縮や対人距離の確保等、警察職員における感染拡大の予防はもとより、警察職員と接する一般の方等にも感染を拡大させないという観点も踏まえ、各業務の性質や実情に応じた感染リスクを可能な限り低減させるための具体的な取組を進められたい。